

「#竹原市デジタル商品券」使用店舗募集要項

【1】趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、落ち込んだ市内の経済活動を回復させることを目的として、電子システムを利用したプレミアム付デジタル商品券を発行するに当たり、当該プレミアム付デジタル商品券を使用できる店舗を募集します。

【2】「#竹原市デジタル商品券」の概要

(1) 概要

- | | |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| ① 販売額 | 1冊7,500円(額面500円×15枚)を5,000円で販売(プレミアム額2,500円) |
| (1セットあたりの構成) | 1人当たり5冊まで購入可能 |
| ② 販売期間 | 令和3年11月11日(木)11:00から令和4年1月31日(月)17:00まで |
| ③ 購入方法 | スマートフォン等で、LINEの「#竹原市デジタル商品券」公式アカウントを友達登録し購入する。支払方法は、クレジットカード決済(visa, master)のみ。 |
| ④ 使用場所 | 使用店舗として登録した竹原市内の店舗 |
| ⑤ 使用期間 | 令和3年11月11日(木)11:00から令和4年2月14日(月)23:59まで |
| ⑥ 使用方法 | 購入者はスマートフォン上の画面に表示される商品券を各店舗で提示し、代金の支払いを行う。 |

※一度決済が完了したものは返金できないものとする。

【3】商品券使用店舗の登録条件等

登録条件

竹原市内に店舗があり、竹原市内に本店・本社がある店舗及び観光関連(※)の店舗
※(ア)宿泊施設 (イ)飲食店 (ウ)特産品・土産物店 (エ)体験商品の取扱店
(オ)二次交通事業者 (カ)ゴルフ場 など

次の事業者を対象から除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業を行う者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行う者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に該当する暴力団及び同条第6号に該当する暴力団員が関与する者
- ④ 使用店舗自らが商品券を購入して商取引なく電子商品券利用する等、不正使用を行ったもの
- ⑤ その他、事務局が対象外とすることが適当であると認めた者

【4】商品券の使用対象にならないもの

次の商品やサービスには商品券を使用することはできません。

- ① 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入(ただし、電子たばこも含む。)
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤ 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- ⑥ 現地との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージ
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に係る支払い

- ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨ その他、事務局が指定するもの（竹原市指定ゴミ袋など）

【5】登録にあたっての留意事項

- ① 指定の申請方法にてご提出ください。
- ② デジタル商品券の1日の売上データは、翌朝メールで登録されたアドレスに合計金額情報が送付されます。また、事業者様専用の管理画面からいつでもリアルタイムに決済情報を確認可能です。
- ③ 換金は、月末締めを集計データを元に事務局が、事業者登録時にご登録いただいた銀行口座に14日程度でお振り込みを実施いたします。集計データを元に支払いを行いますので、必ずお客様（利用者）の決済完了の確認をお願いします。
- ④ 換金は、登録された店舗に限り行うことができ、それ以外の個人・団体からの換金には応じません。
- ⑤ 利用件数に応じた金額が指定口座に振り込まれます。（換金・振込手数料は事務局負担）
上記に反する場合、登録を取り消すことがあります。また、万一、虚偽の換金申請等悪質な事例が発生した場合は、法的処置を執らせていただく場合があります。

【6】登録申込方法

2ページ掲載の書類「#竹原市デジタル商品券使用店舗登録申込書兼誓約書」を切り取り
①FAX、②メール、③郵送にて、提出してください。
（申込書受理後の審査結果はメール又はFAXで通知します。）

提出期限：令和3年10月14日（木）17:00まで

※各お申込み方法に関しては、同書面をご確認ください。

提出先

「#竹原市デジタル商品券」事務局

注意事項

- ・誓約事項を全てご確認の上、申込みを行って下さい。
- ・申込みは店舗ごとの受付となります。1事業者に紐づく店舗が複数あるときは、申込みされる店舗分の申込書が必要となりますので予めご注意ください。

【7】今後のスケジュール(予定)

- ・10月1日（金） 使用店舗お申込み開始
- ・10月14日（木） 17:00 使用店舗申込締切
※締切後も随時受付は行いますが、上記期限後のお申込みについては、利用者向けの広報資料等へ店舗情報が反映されない場合がございます。
- ・10月21日（木） 使用店舗の決定、登録、通知
- ・10月28日（木）、29日（金） 使用店舗向け説明会
※詳細については、申しいただきました事業者様へ別途ご連絡させていただきます。
- ・11月1日（月） ホームページオープン
- ・11月初旬 チラシ、ポスター、ステッカー等の必要書類を送付
- ・11月11日（木） #竹原市デジタル商品券 購入・利用開始

■お申込みに関するお問合せ先<使用店舗向け専用ダイヤル>

「#竹原市デジタル商品券」事務局

TEL：082-236-3738

営業時間 平日10:00～17:00（土日祝、年末年始（12/29～1/3）休み）

担当：中山（なかやま）、衣川（きぬがわ）、伊藤（いとう）